春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成17年条例第39号)の一部 を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の号(以下「改正後の号」という。) に対応する改正前の欄の 号が存在しない場合にあっては、当該改正後の号を加える。

改正後	改正前
(特別休暇)	(特別休暇)
第14条	第14条
2	2
(22) 不妊治療のため通院等が必要とされる場	
合 1つの年度において5日(体外受精又は	
顕微授精のため通院等が必要とされる場合に	
あっては、10日)の範囲内において必要と認	
める期間	

附則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。